

令和8年（2026年）3月23日

熊本市自転車活用推進計画の中間見直し（素案）
に関するパブリックコメント結果について

熊本市自転車活用推進計画の中間見直しについて（素案）に関する
パブリックコメントの結果について、下記のとおり公表します。

記

- 意見募集期間 令和7年（2025年）12月16日（火）
～令和8年（2026年）1月15日（木）
- 意見提出人数及び件数 3名、6件
- 意見募集結果公表期間 <地域交通支援課窓口>
令和8年（2026年）3月24日（火）
～令和8年（2026年）4月23日（木）
<熊本市ホームページ>
令和8年（2026年）3月24日（火）
～令和8年（2026年）9月24日（木）
- 公表する内容
- ・提出された意見及びそれに対する市の考え方、
 - ・計画案
（別紙のとおり）
- 公表方法
- ・熊本市ホームページへの掲載
 - ・地域交通支援課窓口での縦覧

【お問い合わせ先】

都市建設局 交通政策部 地域交通支援課
電話 : 096-328-2259
課長 : 緒續 和広（おつづき かずひろ）
担当 : 主査 濱田（はまだ）
主事 嶋村（しまむら）

熊本市自転車活用推進計画の中間見直し（素案）
に関するパブリックコメントの結果について

令和8年（2026年）3月24日（火）

地域交通支援課

熊本市自転車活用推進計画の中間見直し（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和7年（2025年）12月16日（火）
～令和8年（2026年）1月15日（木）
- 2 意見募集結果の公表日 令和8年（2026年）3月24日（火）
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 3名
ご意見の件数（まとめりごと） 6件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。
(内訳)
【対応1（既記載）】
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 3件
【対応2（説明・理解）】
市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 2件
【対応3（補足修正）】
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 1件
- 5 意見募集結果資料の入手方法
熊本市ホームページ、地域交通支援課窓口で閲覧できます。

お問合せ先

熊本市

電話番号

地域交通支援課

096-328-2259

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

NO.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1		<p>自転車走行空間の整備を何よりも優先させていただきたい。他の自治体から引っ越してきたが、熊本では自転車は「危ない交通手段だから乗らない」という意識があるように感じる。まずは安全に走ることでできる道の整備をお願いしたい。</p>	<p>ご意見いただきました通り、自転車走行空間の整備は、安全性の向上と自転車利用の促進に向けた重要な取組であると認識しております。</p> <p>今回の見直しでは、自転車事故の発生状況や通学路として利用されているかどうかなどを踏まえ、優先的に整備する路線を選定し、効果的な整備に繋げることであります。</p> <p>今後も安心して自転車を利用できる環境づくりに向けて、関係機関と連携しながら着実に整備を進めてまいります。</p>	
2	P.75 第5章	<p>渋滞が全国でもワーストクラスなのをここ数年で知った。原因は「公共交通機関のどれを使えばよいかわからない」のが大きい。結果車道が共同せざるを得ず、無理に青線を引いたような道路が少なくない。例えば、熊本城西側から中心街への移動で、わが輩通りと国立病院前どちらも往來が集中するのは非常に狭く危ない。</p>	<p>道路幅員が狭く、自動車と自転車を明確に分離した走行空間の確保が難しい路線においては、車道混在(矢羽根型路面表示)による整備を行い、自転車の通行位置を明示することで、自転車利用者の通行ルール遵守の促進や、自動車ドライバーへの注意喚起につなげているところです。</p> <p>ご指摘の通り、自動車と自転車の分離を図ることが安全性の向上に寄与すると考えておりますので、今後も道路事業等と連携しながら、自転車道や自転車専用通行帯の整備に向けた検討を進めてまいります。</p>	対応 1 (既記載)
3		<p>啓発活動によるルール周知が主な対策となっているが、実態に即していない通路が多いことが、根本的な問題だと思う。</p> <p>昨年の道路交通法改正に伴う青切符制度の議論では、「歩道通行の罰則」を中心に多くのパブリックコメントが寄せられた。「歩道と車道の区別が分かりにくい」「無理に車道を通行すると、歩行者・自転車双方に危険が生じる」といった意見が多く、指導・警告が再び現場判断に委ねられる形に戻されたことは、問題の先送りに感じる。</p>	<p>ご指摘のとおり、啓発だけでなく、現場の走行環境(歩行者や自動車と分離された空間や視認性の確保)を改善することが重要だと認識しています。</p> <p>本市としては、今後も引き続き、道路管理者や警察と連携し、自転車走行空間の整備やわかりやすい標識・路面表示の工夫、危険箇所の改善を進めてまいります。</p> <p>今後もいただいたご意見を整備・運用の見直しに活かしてまいります。</p>	

4	P.75, P.77 第5章	坪井川沿遊水池付近より中心市街地をチャリンボみちのように整備してほしい。	白川チャリンボみちは、国の白川河川改修工事と合わせて整備した路線になります。 ご提案の坪井川を活用した整備につきましても、まずは関係機関に要望を共有いたします。	対応2 (説明・理解)
5		電鉄北熊本駅に新たに西口と駐輪場を整備してほしい。	熊本電鉄の北熊本駅については、駅の東口に現在駐輪場が存在している状況です。 ご提案については、まずは鉄道管理者による西口の駅舎等の整備が必要になるため、鉄道管理者へ要望を共有いたします。	
6	P.92 第5章	交通安全教育・マナーアップに向けた広報・啓発の取組として、イベントや広報活動に加え、自転車を購入する際に販売店から必ず交通マナーやルールに関するしおりを手渡し、内容について説明を行うことを義務付けていただきたい。 イベントや広報は、意識の高い人でなければ内容を理解しようとしないうえ、自転車を所持しようとするすべての人が交通ルールの説明を受ける環境を整えていただきたい。	自転車購入時に販売店から交通ルールやマナーについて説明を行うことは、すべての利用者に確実に情報を届ける有効な手法であると認識しています。 現在、本市では来年度から開始される「交通反則通告制度(青切符)」の周知を図るため、販売店にもチラシを配布し、交通ルールの啓発に協力いただいているところです。 引き続き、販売店や関係機関とも連携し、イベントや広報に加え、より多くの方が交通ルールを学べる環境づくりについて検討を進めてまいります。	対応3 (補足修正)

熊本市自転車 3”ばい”プラン

～熊本市自転車活用推進計画(案概要)～



乗るばい



良かばい



守るばい



計画の構成

序章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景
2. 計画見直しの背景
3. 計画の位置づけ
4. 計画の考え方

第1章 自転車を取り巻く環境

1. 1. 自転車を取り巻く環境
1. 2. 自転車活用に向けた国内の取組

第2章 熊本市のこれまでの取組

2. 1. 熊本市の自転車施策の動向
2. 2. 自転車関連計画の取組

第3章 熊本市の自転車に関わる現状と課題

3. 1. 自転車に関わる現状
3. 2. 市民アンケートからみる自転車の利用状況
3. 3. 自転車活用にあたっての課題

第4章 基本方針

4. 1. 計画の目的
4. 2. 本市が目指す自転車の未来
4. 3. 基本方針

第5章 自転車活用推進に向けて実施すべき施策

5. 1. 施策の展開
5. 2. 具体的な取組
5. 3. 施策の実施による将来イメージ

第6章 計画の効果的な推進に向けて

6. 1. 計画の推進体制
6. 2. 計画のフォローアップ

第7章 自転車ネットワーク計画(見直し)

7. 1. 背景と目的
7. 2. 自転車走行空間整備の進捗状況
7. 3. 優先整備路線の見直し
7. 4. 自転車ネットワークの効果的な構築に向けて

序章 計画の趣旨

■ 計画策定の背景

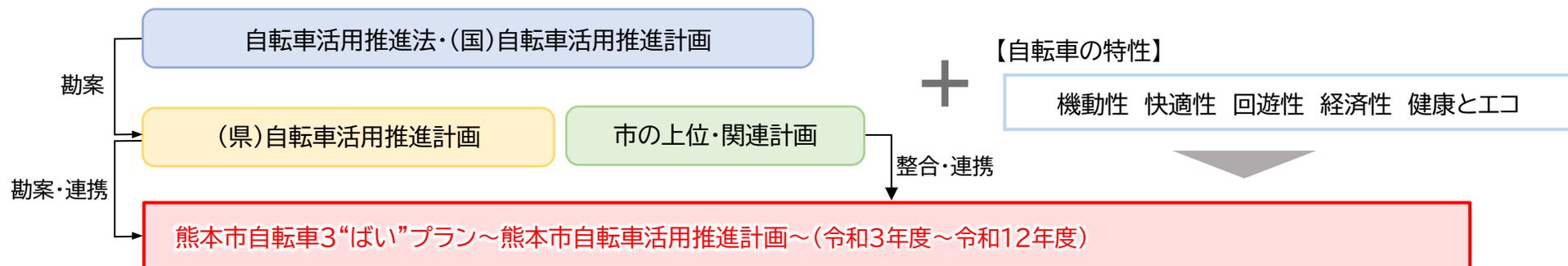
- ・ 国では、自転車活用推進法(平成29年5月)の施行を受け、自転車活用推進計画(平成30年6月)を策定
- ・ 本市では、自転車の施策に関する総合的な計画として、『熊本市自転車3“ばい”プラン ～熊本市自転車活用推進計画～』を策定

■ 計画見直しの背景

- ・ シェアサイクルの定着・利用拡大：令和4年4月からの実証実験をの成果を踏まえ、利用が好調であったことから令和6年4月より本格運用へ移行
- ・ 自転車交通量の変化：新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少に伴い、自転車交通量も減少
- ・ 在住外国人や外国人観光客の増加：半導体産業集積(TSMC等)の進出やコロナ禍の収束の影響による外国人増加
- ・ 関係法令の改正：自転車利用者への交通反則通告制度(青切符)の導入(令和8年4月に施行)

■ 計画の位置づけ・考え方

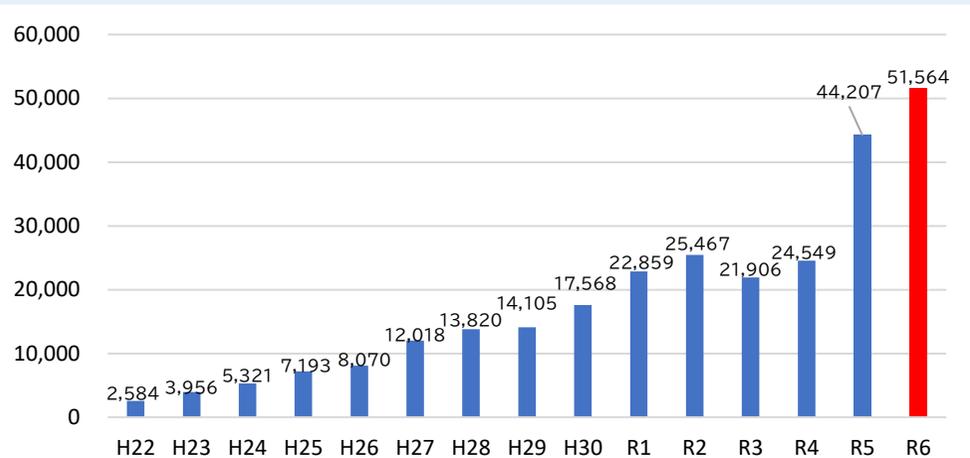
- ・ 本計画は、国・熊本県の動向やニーズの変化等を踏まえ、本市の「熊本市第8次総合計画」や都市づくりや交通に関する計画と整合・連携を図る
- ・ 施策の実施においては、現状と課題や社会情勢の変化を踏まえ、取組の継続・拡充等を図りながら“自転車の特性”を活かしさらなる自転車の活用を促進



第1章 自転車を取り巻く環境

- ① 自転車違反検挙件数は5万件を越え、令和4年度から2倍以上増加
 - ② 半導体産業集積(TSMC等)の影響などに、コロナ禍以降一時的に減少していた在住外国人や外国人観光客が大幅に増加
 - ③ 令和8年4月から、自転車利用者に交通反則通告制度(青切符)が適用されるため、自転車利用者に対しての交通ルール啓発の強化が必要
- ※交通反則通告制度:16歳以上の交通違反をした自転車利用者に対して反則金納付を通告できる制度

図① 自転車違反検挙件数の推移(全国)



資料 警察庁(自転車の交通指導取締り状況)

図② 在住外国人及び外国人観光客入込数の推移

	R1	R3	R4	R6
在住外国人	6,651人	6,089人	7,272人	10,594人 (R1年度比 160%)
外国人観光客 入込数	711,179人	7,116人	73,318人	1,392,047人 (R1年度比 196%)

出典:第2期熊本市国際戦略(資料編)
令和6年(2024年)熊本市観光統計 参照

図③ 交通反則通告制度(青切符)の事例

■一時不停止



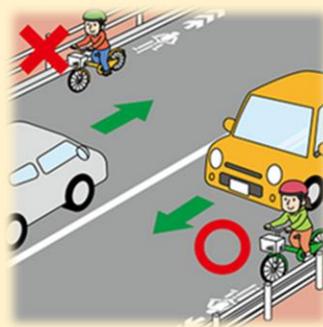
・反則金:5,000円

■信号無視(赤色等)



・反則金:6,000円

■車道の右側通行



・反則金:6,000円

■携帯電話使用等(保持)



・反則金:12,000円

参照:イラスト(内閣府HP)

第2章 熊本市のこれまでの取り組み

- ①自転車ネットワーク計画に基づき、計画的に自転車走行空間を整備
- ②令和6年に新水前寺駅自転車駐車を改修(令和3年には西熊本駅自転車駐車を整備)
- ③令和4年4月から熊本市シェアサイクル実証実験事業を開始し、2年間の実証実験を経て、令和6年4月から本格運用開始
- ④自転車安全利用モデル校、自転車通勤推進事業所制度を導入。令和7年4月からの公立高校ヘルメット着用義務化にあわせたヘルメット購入補助の実施

①自転車走行空間の整備



▲熊本停車場線(R4整備)



▲白川チャリンぽみち

②駐輪場整備



▲改修後の新水前寺駅駐輪場



▲思いやりスペース



▲スポーツサイクル用

③シェアサイクルの導入



▲シェアサイクルポート



▲利用エリア

④ヘルメット着用促進



▲ヘルメットモニター



▲モデル校合同会議

第3章 熊本市の自転車に関する現状と課題

近距離移動における自動車利用からの転換が必要

- 自転車は近距離移動において優位であるにもかかわらず、自動車利用が多く、通勤時における自転車分担率が低い傾向
- 近距離移動における自転車の利用促進を図るとともに、定着したシェアサイクルの更なる利用拡大を推進

図 通勤時の交通分担率(全国政令指定市)



資料:熊本市圏総合交通計画協議会(R7)

図 自転車交通量の変化(熊本市)



多様な利活用ができる自転車利用環境づくりが必要

- 自転車利用のきっかけとして、サイクリング環境の整備が必要
- サイクリングルートの設定など、自転車を楽しめる環境づくりとともに、利用してもらうための情報発信を推進
- 関係機関と連携したサイクリング環境の整備



▲サイクリングの様子

自転車利用に関する広報・啓発が必要

- 年代が上がるにつれて、通勤時に自転車を利用する割合が低下
- 自転車利用は移動や経済面のみならず、健康増進や環境負荷低減にも効果がある。こうした利点をわかりやすく伝えるための広報・啓発を推進
- SNSを活用した自転車施策に関する広報を強化し、自転車利用者の増加を図る

安全で快適な自転車走行空間の整備が必要

- 限られた道路空間に多様な交通手段が混在しており、自転車が安全に走行しづらい環境
- 自転車走行空間の整備を進め、自転車ネットワークを広げる必要がある
- 交差点の事故防止対策など、自転車走行空間の安全性を確保

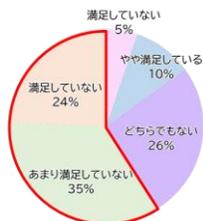


図 走行環境の満足度

資料:熊本市自転車利用状況に関するアンケート調査(R6年)

利便性の高い駐輪環境の整備が必要

- 駐輪場台数が不足している箇所があるため、駐輪場の適正配置や整備が必要
- 放置自転車対策を継続
- 利用者の更なる駐輪マナーアップや駐輪場の利便性向上に向けた取組みを推進



▲通路に駐輪されている

自転車事故やルール違反の減少とマナーアップが必要

- 若い年代の交通事故・違反が多く、自転車の交通安全教育の充実が必要
- 道路空間を共有する自動車や歩行者等に対しても、交通ルールの周知・徹底
- 外国の方むけに外国語版の安全利用チラシ等を作成し、周知啓発を図る
- 交通反則通告制度(青切符)が適用されることから、交通ルール周知の強化

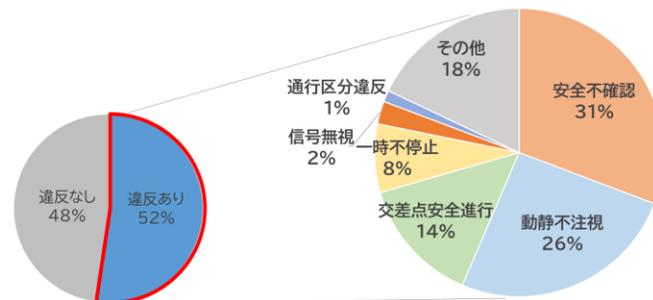
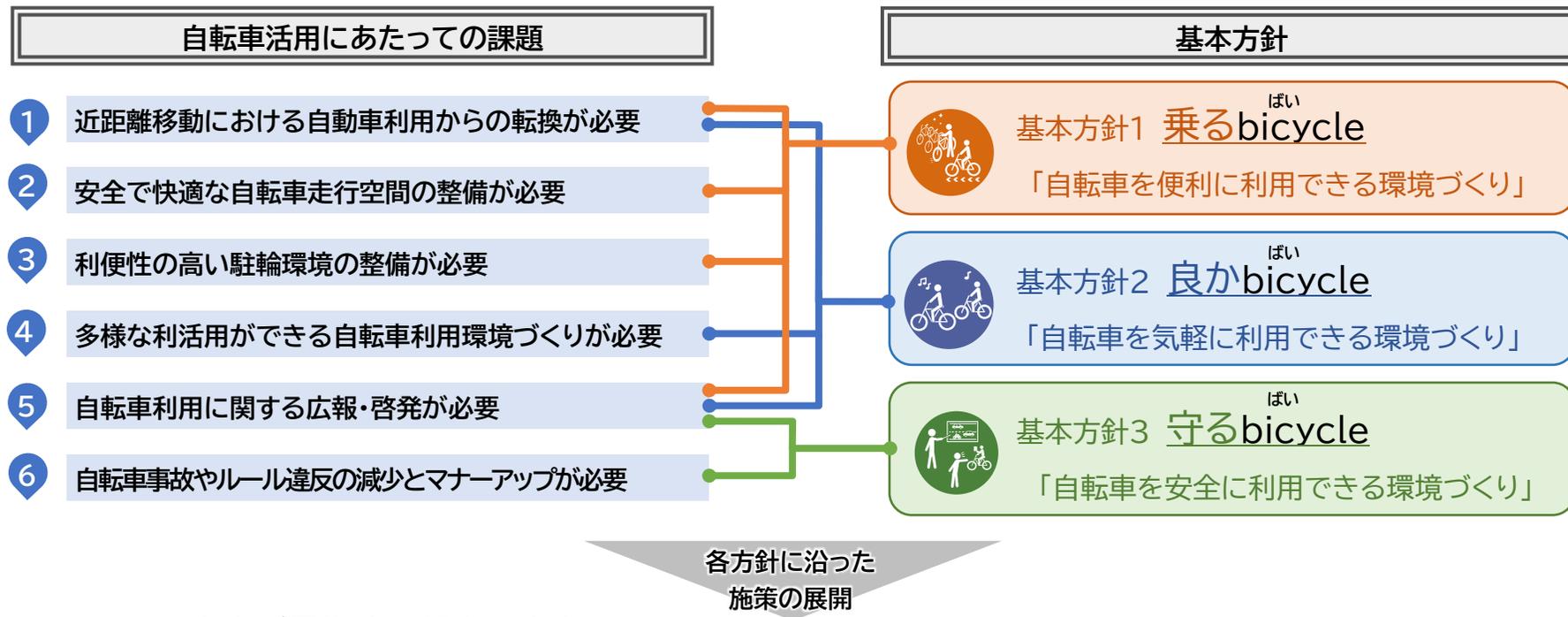


図 熊本市発生の自転車関与事故法令違反別当事者数
資料:交通事故統計(R6)(熊本県警)

第4章 基本方針

- ・ 自転車利用者は「より便利」に、自転車未利用者には「メリットを知ってもらう」ことで自転車の利活用を促進
- ・ 本市が抱える課題に対応した3つの基本方針を設定。この基本方針に基づく施策を展開し、本市が目指す自転車の未来を実現



本市が目指す自転車の未来

1. 自転車で快適に移動できる都市
2. 自転車を気軽に利用したくなる都市
3. 自転車を安全安心に利用できる都市

第5章 自転車活用推進に向けて実施すべき施策

■ 施策の展開

基本理念

基本方針

施策 / 主な取組

Let's enjoy bicycle ～自転車を便利・気軽・安全に楽しもう～	乗nobicycle 「自転車を便利」 利用しやすい環境へ	1. 自転車走行空間の整備 ①自転車走行空間の整備 ②交通事故危険箇所における事故防止対策 ③自転車ネットワークの拡充 2. 駐輪環境の整備・構築 ①交通結節点等における駐輪場整備 ②放置自転車ゼロ作戦 etc 3. 自転車通勤の促進 ①熊本市版「自転車通勤推進企業」認定制度の導入 ②サイクル&ライドの促進
	使nobicycle 「自転車を気軽」 利用しやすい環境へ	1. シェアサイクルの利用促進 ①シェアサイクルの利用促進 2. サイクリング環境の構築 ①サイクリングルートの設定 ②サイクリングマップの作成 ③サイクリングルートの統一案内表示の設置 3. 利用機会の創出に向けた取組の推進 ①HPやSNSを活用した自転車関連情報の発信 ②サイクルキャンペーンの実施 etc
	使nobicycle 「自転車を安全」 利用しやすい環境へ	1. 学校と連携した自転車学習の推進 ①「熊本市自転車安全モデル校」の指定 ②自転車交通安全教室の開催 2. 交通安全教育の推進 ①ライフステージに応じた交通安全教育の推進 ②自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の実施 etc 3. 安全利用に向けた意識改革 ①交通マナーアップに向けた広報・啓発 ②交通指導員等による安全利用指導の継続・強化 etc 4. 安全・安心な自転車利用の普及 ①自転車の点検・整備の推進 ②ヘルメット着用の促進 ③自転車安全保険加入の促進



▶ 交通手段として!



▶ 観光・レジャー、地域おこしに!



▶ 健康・環境の面でも!



▶ 安全に利用!

全10施策34取組を実施

第5章 自転車活用推進に向けて実施すべき施策

■ 数値目標

- 施策の実施による効果検証を行うための数値目標を、中間年の令和7年(2025年)と最終年の令和12年(2030年)に設定

R1 (当初)	R6 (実績値)	R7 (中間目標値)	R12 (最終目標値)
1-1.自転車ネットワーク路線の整備延長			
14.4km	29.5km	34.0km	50.0km
1-2.通勤時間帯の自転車交通量			
13,793台	11,805台	15,170台	16,500台
1-3.駐輪環境の満足度			
8%	9%	15%	30%
1-4.中心部駐輪場の利用台数			
2,461台	1,939台	2,700台	2,950台
1-5.交通結節点等駐輪場の利用台数			
4,250台	4,690台	4,680台	5,100台
1-6.放置禁止区域内の放置自転車台数			
2,483台	2,114台	1,738台	1,000台
1-7.熊本市版「自転車通勤推進企業」認定企業数			
0社	7社	10社	20社

R1 (当初)	R6 (実績値)	R7 (中間目標値)	R12 (最終目標値)
2-1.「自転車を利用する機会が増えた」と感じる市民の割合			
10.1%	8.4%	13.8%	17.6%
2-2.「シェアサイクルの利用回数/年」(新規)			
17万回 (R4)	119万回	170万回	250万回
2-3.運動で自転車を利用している市民の割合			
13%	13%	25%	40%
2-4.自転車通勤利用によるCO2削減量			
0t	0t	275t	550t
2-5.自転車を保有している市民の割合			
66%	64%	68%	70%
2-6.サイクリング・レジャーで自転車を利用している市民の割合			
15%	14%	30%	45%

R1 (当初)	R6 (実績値)	R7 (中間目標値)	R12 (最終目標値)
3-1.「熊本市自転車安全モデル校」の指定校数			
0校	12校	5校	10校
3-2.自転車安全教室の実施回数			
76回	74回	105回	135回
3-3.自転車事故件数			
399件	298件	350件	300件
3-4.自転車事故における法令違反別当事者割合			
44%	52%	40%	35%
3-5.車道の逆走率			
16%	13%	8%	0%
3-6.自転車交通ルールに関するテストの正答率			
73%	77%	85%	100%
3-7.ヘルメットの着用率			
10%	12.3%	20%	30%
3-8.自転車安全保険の加入率			
53.7%	82.7%	62%	70%

第5章 自転車活用推進に向けて実施すべき施策

■ 具体的な取組み

基本方針1 乗るbicycle「自転車を利用できる環境づくり」

施策1 自転車走行空間の整備	取組み③	自転車ネットワークの拡充	
	着手時期	短期	後期
		前期	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、熊本市自転車ネットワーク計画にて規定しているネットワークから、中心市街地周辺部を中心に連続性を考慮しながら自転車走行空間の整備を進めている。 ・今後は、社会情勢の変化や最新のデータ等を踏まえ、自転車ネットワークエリアの見直しを行うとともに、自転車ネットワーク計画エリア外の高校周辺等を対象に路面表示等の安全対策を講じ、自転車が安全かつ快適に走行できる環境整備を図る。 ・また、公共交通との連携を強化しながら、中心市街地への自動車の流入抑制にも取り組む。 			

▲自転車ネットワーク計画エリアの拡充イメージ

施策2 駐輪場環境の整備・構築	取組み①	交通結節点等における駐輪場整備	
	着手時期	短期	後期(継続)
		前期(継続)	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通との連携によるサイクル&ライドの推進を図るため、主要駅やバス停等を中心に駐輪場の整備を行う。 ・利用率が高く、駐輪可能台数を超過している駐輪場は、駐輪台数の拡大を検討するとともに、外国人の増加や空港アクセス鉄道整備に伴う将来需要の増加、シェアサイクルの普及・定着に伴う利用環境の多様化を想定し、駐輪場の機能拡充を検討する。 ・今後、地域拠点内においても自転車ネットワークを拡充することに伴い、地域の駐輪ニーズを踏まえたうえで、地域拠点内の適正な箇所に駐輪場整備を行う。 		 	

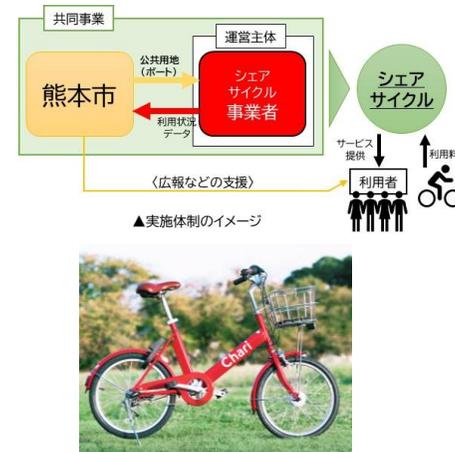
▲機能拡充の例(思いやりスペース) ▲チャリチャリ併設の駐輪場

第5章 自転車活用推進に向けて実施すべき施策

基本方針2 良か^{ばい}bicycle 「自転車を気軽に利用できる環境づくり」

施策1.
シェアサイクルの利用促進

取組み①	シェアサイクルの利用促進		
着手時期	前期(継続)		後期(継続)
	短期		
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用による市街地の回遊性向上を図ることで、通勤利用の増加や立ち寄り施設の増加による経済効果が見込まれる。 ・市街地周辺部の回遊性の向上やサイクル&ライドの推進など、さらに利用の回転率を上げるため、安全かつ適切なポート設置箇所を関係機関と連携して検討し、民間主体によるシェアサイクルの利用を促進する。 ・シェアサイクルのヘルメット着用推進については、アプリでの発信や駐輪ポートへのチラシ掲示、各種イベント(公共交通キャンペーン等)での啓発、メディア取材時の注意喚起など、利用者に対して周知啓発を実施。 ・ほかにも事業者に対し、ヘルメットの着用推進に向けた方策について提案や要望を行い、オリジナルの折りたたみヘルメットの販売へつなげた。 ・今後も、シェアサイクルのヘルメット着用に向けた研究を進めるとともに、折りたたみヘルメットの普及に関して事業者と連携を行うなど、ヘルメットの着用推進に向けて取り組む。 			



施策3.
利用機会の促進に向けた取組の推進

取組み①	HPやSNSを活用した自転車関連情報の発信		
着手時期	前期		後期
	短期		
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行空間の整備状況や駐輪場の位置、サイクリングマップの案内等を行うとともに、自転車利用の促進を図る。 ・また、自転車利用者に自転車の走行ルートや施設等の有益な情報を提供するため、市のHPやSNS、電停のデジタルサイネージ等を活用し、更なる情報発信の強化に取り組む。 			



▲Instagramによる広報啓発

第5章 自転車活用推進に向けて実施すべき施策

基本方針3 守るbicycle「自転車を安全に利用できる環境づくり」

施策3
安全利用に向けた意識改革

取組み①

交通マナーアップに向けた広報・啓発

着手時期

短期

前期(継続)

後期(継続)

- ・「自転車安全利用五則」等の交通ルールの遵守、交通マナーアップに向けて、イベントや街頭指導を実施するとともに、インターネットやSNSを活用して情報発信を行うなど、広報・啓発を継続して実施する。
- ・また、交通ルールに関するテストや、本市の自転車に関わるクイズを実施するなど、自転車への関心を高め、交通ルールの遵守、交通マナーアップを図る。
- ・在住外国人や外国人観光客の増加も見込まれるため、関係課と連携して、外国語版のチラシポスターなどを配布し周知広報を強化する。
- ・令和8年4月より、青切符制度が適用されるため、制度の内容について自転車利用者へ周知啓発を強化し、自転車の安全利用を促す。



▲交通安全冊子：日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)

施策4
安全・安心な自転車利用の普及

取組み②

ヘルメット着用の推進

着手時期

短期

前期(継続)

後期(継続)

- ・ヘルメットは自転車交通事故の被害を軽減する上で重要な役割を果たします。街頭指導やポスター、インターネット等を活用した広報・啓発など、通勤・通学を始め、自転車の全利用者に対し、ヘルメット着用の推進に努める。
- ・利用が好調であるシェアサイクルにおいてもアプリやポート看板での周知啓発を行いながら、着用率アップを図る。
- ・また、令和7年4月より公立高校のヘルメット着用義務化に伴い、18歳以下のヘルメット購入補助を実施した。公立高校だけでなく、私立高校への波及を促し、自転車のさらなる安全利用を促進する。
- ・ヘルメット着用の推進は、単一自治体の課題とは限らないことから、引き続き、熊本連携中枢都市圏の自治体等と連携し、ヘルメット着用に向けた取組を推進する。



▲ヘルメット購入補助を実施

第6章 計画の効果的な推進に向けて

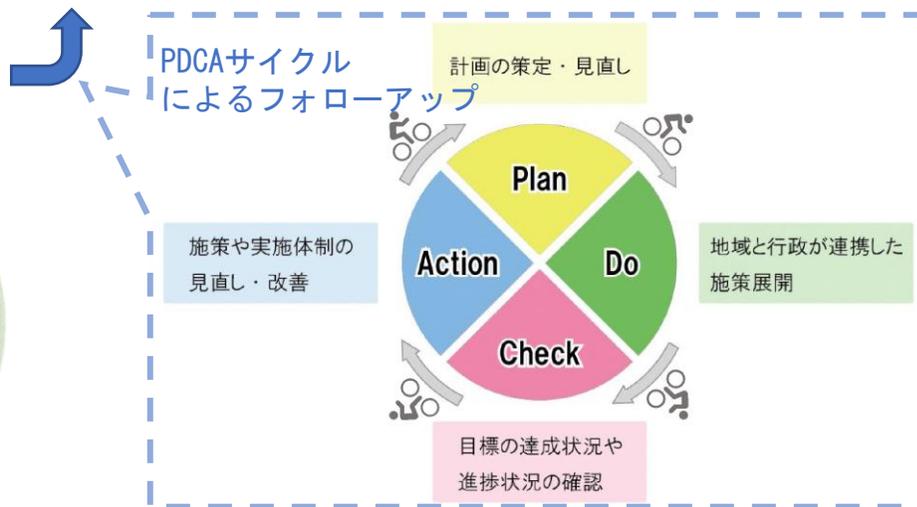
■ 計画の推進体制

- 行政、事業者、市民などの多様な主体が連携・協力し、継続的に取り組み、本計画を推進

計画推進と利用者意識の醸成の“両輪”で、安全かつスマートに自転車を利用できる施策を推進するために



自転車が持つ様々な可能性を最大限に発揮し、3つの基本方針を推進することで、“Let’s enjoy bicycle”を実現します。



■ 計画のフォローアップ

- 必要に応じて施策体系や施策内容、実施体制の見直し・改善など、フォローアップを実施し、持続的な自転車の利用促進を図る

第7章 自転車ネットワーク計画(見直し)

■自転車走行空間の整備の進捗状況

整備目標

自転車活用推進計画の最終年である令和12年度(2030年)までに50km
中間年(R7年度)の目標値は、34km

整備状況

31.2km(R8年3月末時点)

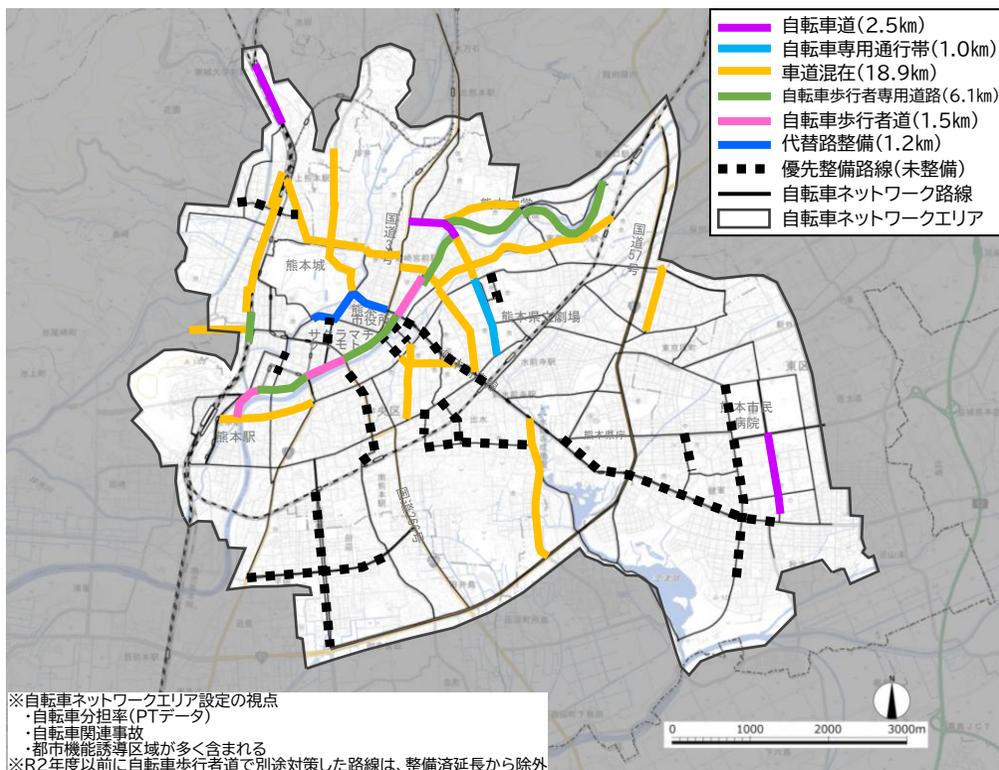


図 自転車走行空間の整備状況

■優先整備路線の見直し

【課題】

・利用実態を加味した整備優先度の設定

アンケートで把握した自転車利用、事故が多い路線をもとに優先整備路線を設定しており、定量的な利用実態を踏まえた路線選定ができていない

・事業性を加味した整備優先度の設定

優先整備路線の選定にあたり、現道幅員や交通状況等の事業性を踏まえ整備優先度を設定する必要がある

・関連事業との整合

無電柱化事業などの道路事業の進捗を踏まえた整備優先度の見直しが必要

【選定の視点】

- ① 関連事業で影響される路線
- ② 直近3年間で自転車関連事故が多い路線
- ③ 通学路に指定されている路線
- ④ 連続性確保に必要な路線
- ⑤ 路線の構造、交通状況から早期に事業着手が可能な路線

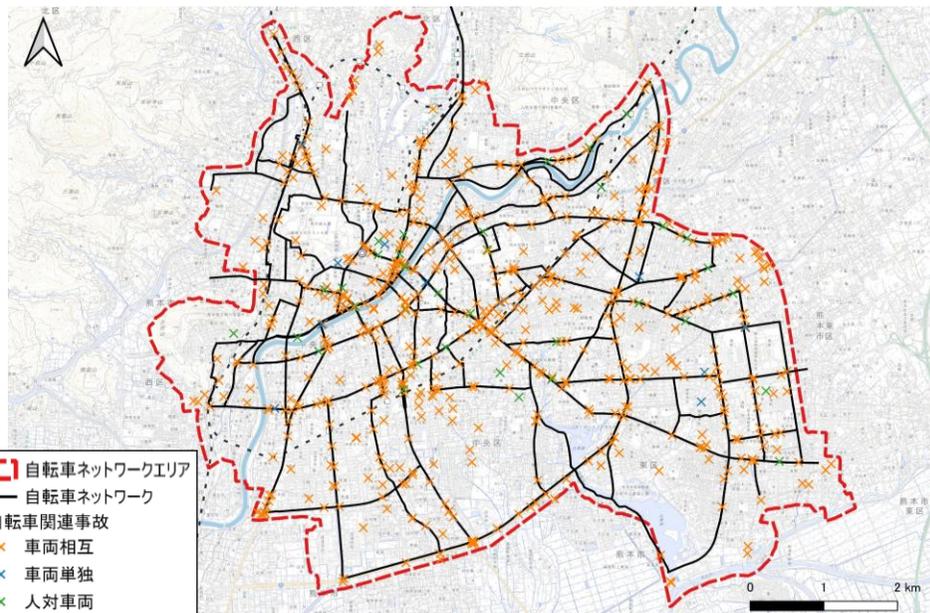


図 自転車関連事故(R3~R5年度)

第7章 自転車ネットワーク計画(見直し)

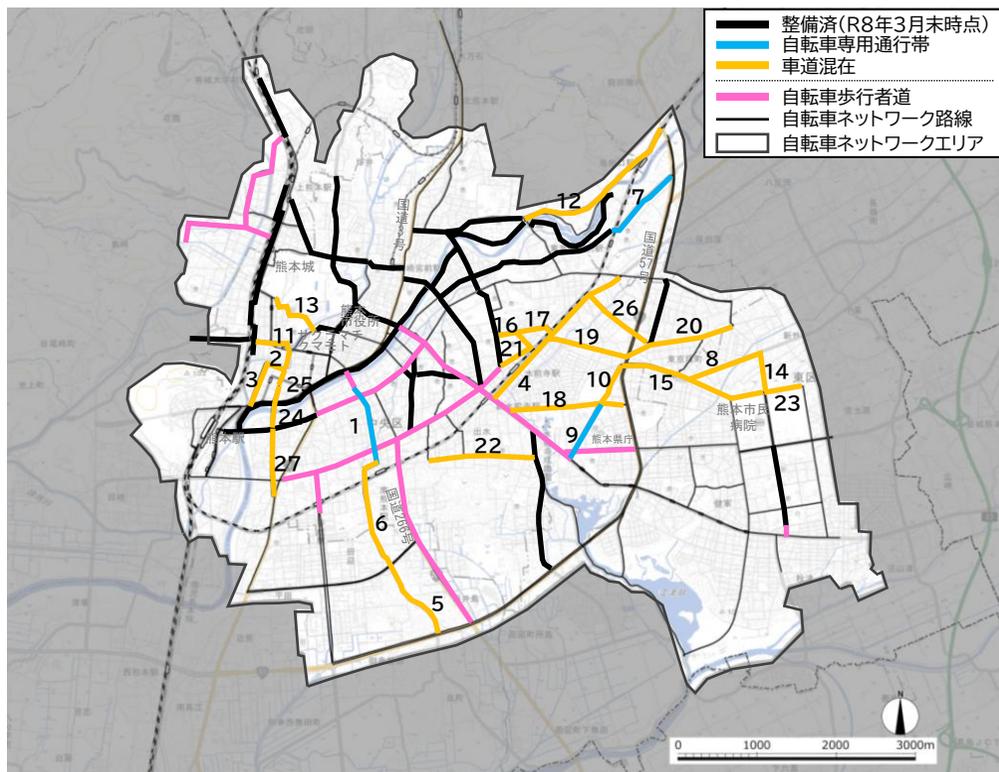
・今後5年間(令和8年度～令和12年度)で優先的に整備する路線を26.3km選定

優先整備路線一覧

番号	路線名	延長(m)	計画期間内の整備形態	完成形態
1	国道 国道266号	1,014	自転車専用通行帯	-
2	主要地方道熊本高森線	188	車道混在	自転車専用通行帯
3		846	車道混在	自転車専用通行帯
4	県道熊本空港線	2,270	車道混在	自転車専用通行帯
5		628	車道混在	-
6	県道熊本浜線	1,947	車道混在	-
7		1,028	自転車専用通行帯	-
8	県道戸島熊本線	967	車道混在	自転車専用通行帯
9		806	自転車専用通行帯	-
10	県道小島新町線	600	車道混在	自転車専用通行帯
11		515	車道混在	自転車専用通行帯
12	県道熊本菊陽線	2,419	車道混在	自転車専用通行帯

番号	路線名	延長(m)	計画期間内の整備形態	完成形態
13	市道桜町新町1丁目第1号線	807	車道混在	-
14	市道秋津新町新外3丁目第1号線	499	車道混在	自転車専用通行帯
15	市道上水前寺2丁目尾ノ上2丁目第1号線	1,416	車道混在	自転車専用通行帯
16	市道新大江1丁目水前寺3丁目第1号線	523	車道混在	自転車専用通行帯
17	市道新大江2丁目水前寺3丁目第1号線	503	車道混在	自転車専用通行帯
18	市道水前寺1丁目水前寺6丁目第1号線	1,594	車道混在	自転車専用通行帯
19	市道水前寺3丁目4丁目第1号線	1,052	車道混在	自転車専用通行帯
20	市道帯山3丁目月出1丁目第1号線	1,387	車道混在	自転車専用通行帯
21	市道二本木2丁目新大江1丁目第1号線	543	車道混在	自転車専用通行帯
22	市道萩原町出水2丁目第1号線	1,359	車道混在	-
23	市道尾ノ上4丁目東町2丁目第1号線	931	車道混在	自転車専用通行帯
24	市道米屋町1丁目日本山2丁目第1号線	642	車道混在	自転車専用通行帯
25		204	車道混在	-
26	市道保田窪1丁目帯山3丁目第1号線	1,003	車道混在	自転車専用通行帯
27	市道本山2丁目世安町第1号線	663	車道混在	自転車専用通行帯

計画期間内の整備形態(R8～R12)



完成形態

